



# 埼玉県報

第185号  
令和3年(2021年)  
2月24日  
水曜日

## 目次

### 規則

- 職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則（総務給与課）
- 職員の任用に関する規則の一部を改正する規則（任用審査課）

### 告示

- 朝霞都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの縦覧（みどり自然課）
- 大規模小売店舗の変更に係る告示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に係る告示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に係る告示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に係る告示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に係る告示（商業・サービス産業支援課）
- 埼玉県感染防止対策協力金（第2期）支給業務委託に関する契約の相手方等の告示（シニア活躍推進課）
- 保安林の指定の解除（森づくり課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 雨水流出抑制施設の告示（河川砂防課）
- 雨水流出抑制施設の告示（河川砂防課）
- 建築基準法第42条第1項第4号に基づく道路の指定（川越建築安全センター）
- 公職選挙法及び同法施行令等執行規程の一部改正（選挙管理委員会）
- 公職選挙事務取扱規程の一部改正（選挙管理委員会）
- 不在者投票を行うことができる施設の指定解除（選挙管理委員会）
- 不在者投票を行うことができる施設の指定（選挙管理委員会）
- 不在者投票を行うことができる施設の異動（選挙管理委員会）



- 備考
- 1 この実績簿は、前日分について所属長が確認のうえ保管すること。
  - 2 「従事内容及び加算事由」の欄は、従事した業務内容及び手当額が加算される場合は当該加算事由を詳細に記入すること。
  - 3 航空業務手当及び警察業務手当（航空機に搭乗して行う操縦若しくは整備の業務、航空機を使用して行う業務又は潜水器具を着用して行う潜水作業に限る。）については、「従事内容及び加算事由」の欄に従事時間数を抄単位まで記入すること。
  - 4 手当額が加算される場合については、「手当額」の欄に加算された後の合計額を記入すること。
  - 5 この様式により難しい場合は、あらかじめ人事委員会の承認を得て、任命権者が定めることができる。

#### 附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

# 規則

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年二月二十四日

埼玉県人事委員会委員長 武笠正男

## 埼玉県人事委員会規則六一九五

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する規則（埼玉県人事委員会規則六一一一）の一部を次のように改正する。

別表第二経験者職員採用試験の項を次のように改める。

経験者職員採用試験		一般行政	職員採用上級試験の他の試験職種の対象とならない全ての職	教養試験 適性試験 論文試験 人物試験 身体検査
建築	総合土木	設備	心理	
主として建築に関する知識、技術又はその他の能力を必要とする	主として土木及び農業土木に関する知識、技術又はその他の能力を必要とする業務に従事することを職務とする職	主として電気及び機械に関する知識、技術又はその他の能力を必要とする業務に従事することを職務とする職	主として心理に関する知識、技術又はその他の能力を必要とする業務に従事することを職務とする職	

	農業	業務に従事することを職務とする職（警察本部に置かれるものを除く。）	
		主として農業に関する知識、技術又はその他の能力を必要とする業務に従事することを職務とする職	

別表第三免許資格職職員の項第一号中「二十一歳以上三十歳未満」を「二十一歳以上三十六歳未満」に、「二十三歳以上三十二歳未満」を「二十三歳以上三十六歳未満」に、「二十歳以上三十歳未満」を「二十歳以上三十六歳未満」に改め、同表経験者職員採用試験の項を次のように改める。

経験者職員 採用試験	試験年度の四月一日における年齢が五十九歳未満の者で民間企業等（自営業を含む。）における職務経験を有する者
---------------	--

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

## 告 示

### 埼玉県告示第百七十三号

朝霞市から朝霞都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課において縦覧に供する。

令和三年二月二十四日

埼玉県知事 大野 元裕

## 告示

### 埼玉県告示第百七十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和三年二月二十四日

埼玉県知事 大野 元裕

#### 一 届出の概要等

##### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

丸平ビル（ウエルシア本庄児玉南店）

埼玉県本庄市児玉町児玉三百八―三外

##### ロ 変更の概要

大規模小売店舗の名称及び所在地

（変更前）丸平ビル（ヤオコー児玉南店）

埼玉県児玉郡児玉町大字児玉字町後南三百八―三外

（変更後）丸平ビル（ウエルシア本庄児玉南店）

埼玉県本庄市児玉町児玉三百八―三外

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）丸平産業株式会社 代表取締役 田代剛紀

東京都中央区日本橋小舟町三―十

（変更後）丸平産業株式会社 代表取締役 田代亜紀子

東京都目黒区上目黒三―十二―二十三―百二

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社ヤオコー 代表取締役 川野幸夫

埼玉県川越市脇田本町一―五

（変更後）ウエルシア薬局株式会社 代表取締役 松本忠久

東京都千代田区外神田二―二―十五

#### ハ 変更年月日

平成三十年二月十五日外

#### ニ 届出年月日

令和三年二月八日

#### 二 縦覧期間

令和三年二月二十四日から令和三年六月二十四日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課  
埼玉県北部地域振興センター本庄事務所

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和三年二月二十四日から令和三年六月二十四日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

## 告 示

### 埼玉県告示第百七十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和三年二月二十四日

埼玉県知事 大野 元裕

#### 一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

コジマ×ビックカメラ春日部店

埼玉県春日部市梅田二―九―二十

#### ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社 コジマ 代表取締役 木村 一義

栃木県宇都宮市星が丘二丁目一番八号

（変更後）株式会社 コジマ 代表取締役 中澤 裕二

栃木県宇都宮市星が丘二丁目一番八号

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社 コジマ 代表取締役 木村 一義

栃木県宇都宮市星が丘二丁目一番八号

（変更後）株式会社 コジマ 代表取締役 中澤 裕二

栃木県宇都宮市星が丘二丁目一番八号

#### ハ 変更年月日

令和二年十一月十八日

#### ニ 届出年月日

令和三年二月十日

#### 二 縦覧期間

令和三年二月二十四日から令和三年六月二十四日まで

#### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

#### 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和三年二月二十四日から令和三年六月二十四日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

## 告 示

### 埼玉県告示第百七十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和三年二月二十四日

埼玉県知事 大野 元裕

#### 一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

コジマNEW加須店

埼玉県加須市浜町一―八

#### ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社 コジマ 代表取締役 木村 一義

栃木県宇都宮市星が丘二丁目一番八号

（変更後）株式会社 コジマ 代表取締役 中澤 裕二

栃木県宇都宮市星が丘二丁目一番八号

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社 コジマ 代表取締役 木村 一義

栃木県宇都宮市星が丘二丁目一番八号

（変更後）株式会社 コジマ 代表取締役 中澤 裕二

栃木県宇都宮市星が丘二丁目一番八号

#### ハ 変更年月日

令和二年十一月十八日

#### ニ 届出年月日

令和三年二月十日

#### 二 縦覧期間

令和三年二月二十四日から令和三年六月二十四日まで

#### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県利根地域振興センター

#### 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和三年二月二十四日から令和三年六月二十四日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

# 告示

## 埼玉県告示第百七十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和三年二月二十四日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

コジマ×ビックカメラ越谷店

埼玉県越谷市大字南荻島百五十三―一

### ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社 コジマ 代表取締役 木村 一義

栃木県宇都宮市星が丘二丁目一番八号

（変更後）株式会社 コジマ 代表取締役 中澤 裕二

栃木県宇都宮市星が丘二丁目一番八号

### ハ 変更年月日

令和二年十一月十八日

### ニ 届出年月日

令和三年二月十日

### 二 縦覧期間

令和三年二月二十四日から令和三年六月二十四日まで

### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

### 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

### イ 意見書提出期間

令和三年二月二十四日から令和三年六月二十四日まで

### ロ 意見書提出先



# 告示

## 埼玉県告示第百七十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和三年二月二十四日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

コジマ×ビックカメラ南越谷店

埼玉県越谷市南町二丁目三番一号

### ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社 コジマ 代表取締役 木村 一義

栃木県宇都宮市星が丘二丁目一番八号

（変更後）株式会社 コジマ 代表取締役 中澤 裕二

栃木県宇都宮市星が丘二丁目一番八号

### ハ 変更年月日

令和二年十一月十八日

### ニ 届出年月日

令和三年二月十日

### 二 縦覧期間

令和三年二月二十四日から令和三年六月二十四日まで

### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

### 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

### イ 意見書提出期間

令和三年二月二十四日から令和三年六月二十四日まで

### ロ 意見書提出先



# 告 示

## 埼玉県告示第百七十九号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

令和三年二月二十四日

埼玉県知事 大野 元 裕

- 1 購入等件名及び数量  
埼玉県感染防止対策協力金（第2期）支給業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
埼玉県産業労働部シニア活躍推進課就業支援担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
令和2年12月18日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
トランス・コスモス株式会社 東京都渋谷区渋谷3丁目25番18号
- 5 契約金額  
72,797,826円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約とした理由  
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当

# 告 示

## 埼玉県告示第百八十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和三年二月二十四日

埼玉県知事 大野 元 裕

- 一 解除に係る保安林の所在場所  
埼玉県所沢市大字新郷二〇四番十二、二〇四番二十四
- 二 保安林として指定された目的  
耕地の防風
- 三 解除の理由  
指定理由の消滅

## 告 示

### 埼玉県告示第百八十一号

測量計画機関である埼玉県荒川左岸南部下水道事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和三年二月二十四日

埼玉県知事 大野 元裕

#### 一 測量計画機関

埼玉県荒川左岸南部下水道事務所

#### 二 作業種類

公共測量（下水道台帳）

#### 三 作業地域

さいたま市、川口市、上尾市の一部

#### 四 作業期間

令和三年一月十八日から令和三年二月二十六日まで

## 告 示

### 埼玉県告示第百八十二号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めたので、告示する。

令和三年二月二十四日

埼玉県知事 大野 元裕

一 許可番号

第二〇二〇―八―〇号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

正能・戸崎土地区画整理事業区域

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 三千八百七十立方メートル

# 告示

## 埼玉県告示第百八十三号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

令和三年二月二十四日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 許可番号

第二〇一八―二十九―一号

### 二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県蓮田市大字井沼字清水五百三十一番一他三十一筆

### 三 雨水流出抑制施設の容量

容量 千三十七・五五立方メートル

## 告 示

### 埼玉県川越建築安全センター所長告示第二号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、道路の指定を次のとおり行った。

令和三年二月二十四日

埼玉県川越建築安全センター所長 松 井 直 行

指定番号	第一〇二号
指定に係る道路の種類	建築基準法第四十二条第一項第四号
指定の年月日	令和三年二月二十四日
指定に係る道路の位置	<p>埼玉県坂戸市大字片柳字前西谷千九百八十六番一、千九百八十六番二十五、千九百八十六番二十六の各一部</p> <p>埼玉県坂戸市大字片柳字西ノ前二千百三十七番、坂戸市大字片柳字休台寺二千三百四十七番一の各一部</p>
指定に係る道路の延長 (単位メートル)	<p>十八・〇〇</p> <p>五十八・一五</p>
指定に係る道路の幅員 (単位メートル)	<p>四・〇〇</p> <p>四・〇〇</p>

<p>埼玉県坂戸市大字片柳字馬場先千六百九番  二、千六百十番、千六百三十番、千六百三十一  番六、千六百三十一番十一の各一部及び千六百  九番二、千六百十番、千六百三十番、千六百三  十一番十一の各先</p>	<p>〇・八一</p>	<p>六・〇〇</p>
<p>埼玉県坂戸市大字片柳字馬場先千六百七番  一、千六百八番二、千六百九番一、千六百九番  二、千六百二十九番、千六百三十番、千六百三  十一番五、千六百三十一番六、千六百三十一番  十一、千六百三十二番の各一部及び千六百九番  一、千六百九番二、千六百三十一番十一の各先</p>	<p>七十九・二二</p>	<p>六・〇〇</p>

埼玉県坂戸市大字片柳字宮ノ前千八百八番  
一、千八百十六番一、千八百十六番二、千八百  
十七番、千八百十八番、千八百十九番、千八百  
二十番、千八百二十一番一、千八百二十一番十  
一、千八百二十一番十二、千八百二十一番十三  
の各一部及び千八百八番一、千八百十六番一、  
千八百十六番二、千八百十七番、千八百十八  
番、千八百十九番、千八百二十番、千八百二十  
一番一、千八百二十一番十一、千八百二十一番  
十二、千八百二十一番十三の各先

七十・八三

六・〇〇

<p>埼玉県坂戸市大字片柳字中村二千百五十九番、二千百六十一番、二千百六十二番一、二千百六十三番一、二千百六十三番二、二千百六十四番の各一部及び二千百五十九番、二千百六十一番、二千百六十二番一、二千百六十三番一の各先</p>	<p>五十六・七四</p>	<p>六・〇〇</p>
<p>埼玉県坂戸市大字片柳字中村二千百六十二番一、二千百六十三番一、二千百六十三番二、二千百七十九番二の各一部及び二千百六十二番一、二千百七十九番二の各先</p>	<p>三十・八八</p>	<p>六・〇〇</p>

			<p>埼玉県坂戸市大字片柳字勇福寺千五百八十四番一の一部及び千五百八十四番一の先、坂戸市大字片柳字馬場先千六百五十六番一、千六百五十六番三、千六百五十六番四、千六百五十六番五、千六百五十八番一、千六百五十八番四、千六百五十八番十、千六百五十八番十一の各一部及び千六百五十六番一、千六百五十六番四、千六百五十八番四の各先</p>	三十・〇〇	六・〇〇
--	--	--	---	-------	------

## 告 示

### 埼玉県選管告示第二号

公職選挙法及び同法施行令等執行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和三年二月二十四日

埼玉県選挙管理委員会委員長 岡 田 昭 文

公職選挙法及び同法施行令等執行規程の一部を改正する告示

公職選挙法及び同法施行令等執行規程（平成七年埼玉県選管告示第十五号）の一部を次のように改正する。

第十七条中「候補者の氏名」を「候補者及び証紙受領責任者の氏名」に改め、「、その印（候補者届出政党にあつては、当該候補者届出政党の証紙受領責任者の印）を押すとともに」を削る。

第二十条中「、証紙受領責任者の印を押すとともに」を削る。

第二十四条及び第六十七条中「、検印責任者の印を押すとともに」を削る。

第七十六条中「、証紙受領責任者の印を押すとともに」を削る。

第八十条中「、検印責任者の印を押すとともに」を削る。

別記第六号様式その一を次のように改める。

その一（候補者届出政党用）

選挙事務所設置届出書

選挙名	年 月 日執行衆議院議員選挙（選挙区名）		
所在地			
建物名称		電話 番号	（ ） 番
設置年月日	年 月 日		

上記のとおり選挙事務所を設置したので届け出ます。

年 月 日

政党その他の政治団体の名称

本部の所在地

代表者氏名

（宛先）

埼玉県 選挙管理委員会委員長

何市（区町村） 選挙管理委員会委員長

備考 政党その他の政治団体の代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、政党その他の政治団体の代表者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りでない。

別記第六号様式その二を次のように改める。

その二（候補者用）

選挙事務所設置届出書

選挙名	年 月 日執行何選挙（選挙区名）		
所在地			
建物名称		電話 番号	( ) 番
設置年月日	年 月 日		

上記のとおり選挙事務所を設置したので届け出ます。

年 月 日

候補者氏名

（宛先）

埼玉県 選挙管理委員会委員長

何市（区町村） 選挙管理委員会委員長

備考 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りでない。

別記第六号様式その三を次のように改める。

その三（推薦届出者用）

選挙事務所設置届出書

選挙名	年 月 日執行何選挙（選挙区名）		
候補者氏名			
所在地			
建物名称		電話番号	（ ） 番
設置年月日	年 月 日		

上記のとおり選挙事務所を設置したので届け出ます。

年 月 日

推薦届出者氏名

（宛先）

埼玉県 選挙管理委員会委員長

何市（区町村） 選挙管理委員会委員長

備考

- 1 推薦届出者が数人あるときは、併せてその代表者であることを証明する書面を添えること。
- 2 推薦届出者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、推薦届出者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りでない。

承 諾 書

推薦届出者氏名

上記の者が 年 月 日執行の何選挙において選挙事務所設置届出書記載のとおり選挙事務所を設置することを承諾します。

年 月 日

候補者氏名

別記第六号様式その四を次のように改める。

その四（候補者届出政党用）

選挙事務所異動届出書

選挙名	年 月 日執行衆議院議員選挙（選挙区名）		
旧所在地			
新	所在地		
	建物名称	電話番号	( ) 番
異動年月日	年 月 日		

上記のとおり選挙事務所を異動したので届け出ます。

年 月 日

政党その他の政治団体の名称  
 本部の所在地  
 代表者氏名

（宛先）

埼玉県 選挙管理委員会委員長

何市（区町村） 選挙管理委員会委員長

備考 政党その他の政治団体の代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、政党その他の政治団体の代表者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りでない。

別記第六号様式その五を次のように改める。

その五（候補者用）

選挙事務所異動届出書

選挙名	年 月 日執行何選挙（選挙区名）		
旧所在地			
新	所在地		
	建物名称	電話番号	( ) 番
異動年月日	年 月 日		

上記のとおり選挙事務所を異動したので届け出ます。

年 月 日

候補者氏名

（宛先）

埼玉県 選挙管理委員会委員長

何市（区町村） 選挙管理委員会委員長

備考 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りでない。

別記第六号様式その六を次のように改める。

その六（推薦届出者用）

選挙事務所異動届出書

選挙名	年 月 日執行何選挙（選挙区名）		
候補者氏名			
旧所在地			
新	所在地		
	建物名称	電話番号	( ) 番
異動年月日	年 月 日		

上記のとおり選挙事務所を異動したので届け出ます。

年 月 日

推薦届出者氏名

（宛先）

埼玉県 選挙管理委員会委員長

何市（区町村） 選挙管理委員会委員長

備考

- 1 推薦届出者が数人あるときは、併せてその代表者であることを証明する書面を添えること。
- 2 推薦届出者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、推薦届出者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りでない。

承諾書

推薦届出者氏名

上記の者が 年 月 日執行の何選挙において選挙事務所異動届出書記載のとおり選挙事務所を異動することを承諾します。

年 月 日

候補者氏名

別記第九号様式その一中「㊟」を削る。

別記第九号様式その二を次のように改める。

裏

証紙枚	交付数	県選挙管理委員会印
法定枚数枚 法計		

表

選挙運動用ビラ証紙交付票	年 月 日執行何選挙(選挙区名)	候補者(氏 名)	証紙受領責任者(氏 名)
埼玉県選挙管理委員会 印			

その二(候補者用)

別記第十一号様式及び別記第十三号様式中「㊦」を削る。  
別記第十五号様式その一を次のように改める。

その一

公営施設使用個人演説会開催申出書

選挙名	年 月 日執行何選挙(選挙区名)		
使用施設名			
使用日時	午前(後) 時 分から 年 月 日 午前(後) 時 分まで		
費用の負担者	公費負担・候補者負担		
連絡先	連絡者名	電話番号	( ) 番
備考			

上記のとおり公営施設を使用して個人演説会を開催したいので申し出ます。

年 月 日

候補者氏名

(宛先)

何市(区町村)選挙管理委員会委員長

備考

- 1 この開催申出書は、個人演説会を開催すべき日の2日前までに提出すること。
- 2 候補者本人が申し出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が申し出る場合にあつては委任状及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りでない。

別記第十五号様式その二を次のように改める。

その二

公営施設使用政党（等）演説会開催申出書

選挙名	年 月 日執行 衆議院議員選挙		
演説会種類	政党演説会（小選挙区） ・ 政党等演説会（比例代表）		
使用施設名			
使用日時	午前(後) 時 分から 年 月 日 午前(後) 時 分まで		
連絡先	連絡者名		電話番号 ( ) 番
備考			

上記のとおり公営施設を使用して政党（等）演説会を開催したいので申し出ます。

年 月 日

政党その他の政治団体の名称

本部の所在地

代表者氏名

(宛先)

何市（区町村）選挙管理委員会委員長

備考

- 1 この開催申出書は、政党演説会又は政党等演説会を開催すべき日の2日前までに提出すること。
- 2 政党その他の政治団体の代表者本人が申し出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が申し出る場合にあつては委任状及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、政党その他の政治団体の代表者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りでない。

別記第二十号様式その一を次のように改める。

選挙公報掲載申請書

公職選挙法第168条第1項の規定により選挙公報に掲載を受けたいので、下記のとおり申請します。

年 月 日

何候補者 氏 名

(宛先)

埼玉県選挙管理委員会委員長

記

- 1 掲載文 別添のとおり
- 2 写真 別添のとおり
- 3 連絡責任者 氏 名  
住 所  
電話番号

備考

- 1 この様式は、衆議院（小選挙区選出）議員、参議院（選挙区選出）議員又は県知事の選挙において申請する場合の様式である。
- 2 候補者本人が申請する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が申請する場合にあつては委任状及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りでない。

別記第二十号様式その二を次のように改める。

選挙公報掲載申請書

その二

埼玉県議会議員選挙における選挙公報の発行に関する条例第3条第1項の規定により選挙公報に掲載を受けたいので、下記のとおり申請します。

年 月 日

何候補者 氏 名

(宛先)

埼玉県選挙管理委員会委員長

記

- 1 掲載文 別添のとおり
- 2 写真 別添のとおり
- 3 連絡責任者 氏 名  
住 所  
電話番号

備考

- 1 この様式は、県議会議員選挙において申請する場合の様式である。
- 2 候補者本人が申請する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が申請する場合にあつては委任状及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りでない。

別記第二十五号様式その一を次のように改める。

その一（候補者用）

出納責任者選任届出書

選挙名	年 月 日執行何選挙（選挙区名）	
出納責任者	住所	電話番号 ( ) 番
	氏名	
	生年月日	年 月 日
	職業	
選任年月日	年 月 日	

上記のとおり出納責任者を選任したので届け出ます。

年 月 日

候補者氏名

（宛先）

埼玉県選挙管理委員会委員長

備考 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りでない。

別記第二十五号様式その二を次のように改める。

その二（推薦届出者用）

出納責任者選任届出書

選挙名	年月日執行何選挙（選挙区名）		
候補者氏名			
出納責任者	住所	電話番号 ( ) 番	
	氏名		
	生年月日	年 月 日	
	職業		
選任年月日	年 月 日		

上記のとおり出納責任者を選任したので届け出ます。

年 月 日

推薦届出者氏名

（宛先）

埼玉県選挙管理委員会委員長

備考

- 1 推薦届出者が数人あるときは、併せてその代表者であることを証明する書面を添えること。
- 2 推薦届出者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、推薦届出者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りでない。

承諾書

推薦届出者氏名

上記の者が 年 月 日執行の何選挙において出納責任者選任届出書記載のとおり出納責任者を選任することを承諾します。

年 月 日

候補者氏名

別記第二十五号様式その三を次のように改める。

その三（候補者届出政党用）

出納責任者選任届出書

選挙名	年 月 日執行衆議院議員選挙（選挙区名）		
候補者氏名			
出 納 責 任 者	住所	電話番号 ( ) 番	
	氏名		
	生年月日	年 月 日	
	職業		
選任年月日	年 月 日		

上記のとおり出納責任者を選任したので届け出ます。

年 月 日

政党その他の政治団体の名称  
本部の所在地  
代表者氏名

（宛先）

埼玉県選挙管理委員会委員長

備考 政党その他の政治団体の代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、政党その他の政治団体の代表者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りでない。

承 諾 書

候補者届出政党の名称

上記の団体が 年 月 日執行の何選挙において出納責任者選任届出書記載のとおり出納責任者を選任することを承諾します。

年 月 日

候補者氏名

別記第二十五号様式その四を次のように改める。

その四（候補者用）

出納責任者異動届出書

選挙名	年月日執行何選挙（選挙区名）		
旧出納責任者			
新 出 納 責 任 者	住所	電話番号 ( )	番
	氏名		
	生年月日	年	月 日
	職業		
異動年月日	年	月 日	

上記のとおり出納責任者を異動したので届け出ます。

年 月 日

候補者氏名

（宛先）

埼玉県選挙管理委員会委員長

備考 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りでない。

別記第二十五号様式その五を次のように改める。

その五（推薦届出者用）

出納責任者異動届出書

選挙名	年 月 日執行何選挙（選挙区名）		
候補者氏名			
旧出納責任者			
新 出 納 責 任 者	住所	電話番号 ( ) 番	
	氏名		
	生年月日	年 月 日	
	職業		
異動年月日	年 月 日		

上記のとおり出納責任者を異動したので届け出ます。

年 月 日

推薦届出者氏名

（宛先）

埼玉県選挙管理委員会委員長

備考

- 1 推薦届出者が数人あるときは、併せてその代表者であることを証明する書面を添えること。
- 2 推薦届出者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、推薦届出者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りでない。

承 諾 書

推薦届出者氏名

上記の者が 年 月 日執行の何選挙において出納責任者異動届出書記載のとおり出納責任者を異動することを承諾します。

年 月 日

候補者氏名

別記第二十五号様式その六を次のように改める。

その六（候補者届出政党用）

出納責任者異動届出書

選挙名	年 月 日執行衆議院議員選挙（選挙区名）		
候補者氏名			
旧出納責任者			
新 出 納 責 任 者	住所	電話番号 ( ) 番	
	氏名		
	生年月日	年 月 日	
	職業		
異動年月日	年 月 日		

上記のとおり出納責任者を異動したので届け出ます。

年 月 日

政党その他の政治団体の名称  
本部の所在地  
代表者氏名

（宛先）

埼玉県選挙管理委員会委員長

備考 政党その他の政治団体の代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、政党その他の政治団体の代表者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りでない。

承 諾 書

候補者届出政党の名称

上記の者が 年 月 日執行の何選挙において出納責任者異動届出書記載のとおり出納責任者を異動することを承諾します。

年 月 日

候補者氏名

別記第二十六号様式その一を次のように改める。

その一（候補者・推薦届出者）

出納責任者職務代行（開始）届出書  
（終了）

選挙名	年 月 日執行何選挙（選挙区名）		
候補者氏名			
出納責任者氏名			
職務代行者	氏名		
	候補者、推薦届出者の別	候補者・推薦届出者	
職務代行開始 年 月 日	年 月 日		
職務代行の理由		推薦届出者 氏名	
職務代行終了 年 月 日	年 月 日		
職務代行終了の理由			

上記のとおり出納責任者の職務代행을（開始）したので届け出ます。  
（終了）

年 月 日

職務代行者氏名

（宛先）

埼玉県選挙管理委員会委員長

備考

- 1 推薦届出者たる選任者に事故があるとき又はその者も欠けたときに、候補者が職務代行者となる場合には、推薦届出者氏名の欄に当該推薦届出者の氏名を記入すること。
- 2 職務代行者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、職務代行者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りでない。

別記第二十六号様式その二を次のように改める。

その二（候補者届出政党用）

出納責任者職務代行（開始）届出書  
（終了）

選挙名	年 月 日執行衆議院小選挙区選出議員選挙（選挙区名）
候補者届出政党の名称	
候補者氏名	
出納責任者氏名	
職務代行者（候補者氏名）	
職務代行開始年 月 日	年 月 日
職務代行の理由	
職務代行終了年 月 日	年 月 日
職務代行終了の理由	

上記のとおり出納責任者の職務代行者を（開始）したので届け出ます。  
（終了）

年 月 日

職務代行者氏名

（宛先）

埼玉県選挙管理委員会委員長

備考 職務代行者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、職務代行者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りでない。

別記第二十八号様式中「氏 名 印」を「氏

名」に改める。

別記第三十号様式を次のように改める。

政 談 演 説 会 開 催 届 出 書

年 月 日執行の何選挙において、下記のとおり政談演説会を開催したいので届け出ます。

年 月 日

政治団体の名称

事務所の所在地

代表者の氏名

(宛先)

埼玉県選挙管理委員会委員長

記

開 催 日 時	
使用する施設の名称	
使用する施設の所在地	

備考 政治団体の代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、政治団体の代表者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りでない。

別記第三十三号様式及び別記第三十五号様式中「」を削る。  
別記第三十七号様式を次のように改める。

政治活動用ビラ届出書

年 月 日執行の何選挙において、別添の政治活動用ビラを頒布したい  
ので届け出ます。

年 月 日

政治団体の名称

事務所の所在地

代表者の氏名

(宛先)

埼玉県選挙管理委員会委員長

備考 政治団体の代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は  
提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状及び当該代理人の本人  
確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、政治団体の代表者本人の署名  
その他の措置がある場合は、この限りでない。

別記第三十八号様式を次のように改める。

機 関 紙 誌 届 出 書

年 月 日執行の何選挙につき機関紙誌として下記のとおり届け出ます。  
年 月 日

政治団体の名称  
事務所の所在地  
代表者の氏名

(宛先)  
埼玉県選挙管理委員会委員長

記

機関新聞紙(機関雑誌)の 名称	
編 集 人 の 氏 名	
発 行 人 の 氏 名	
創 刊 の 年 月 日	
発 行 の 方 法	
引き続き発行されている 期間	年 月 ( 年 月 日から ) 年 月 日まで

備考

- 1 機関新聞紙(機関雑誌)の見本を1部添付すること。
- 2 政治団体の代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、政治団体の代表者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りでない。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

## 告 示

### 埼玉県選管告示第三号

公職選挙事務取扱規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和三年二月二十四日

埼玉県選挙管理委員会委員長 岡 田 昭 文

公職選挙事務取扱規程の一部を改正する告示

公職選挙事務取扱規程（平成十二年埼玉県選管告示第三十三号）の一部を次のように改正する。

別記第二号様式から別記第六号様式までの規定中「**印**」を削る。

別記第十三号様式及び別記第十四号様式中「**印**」を削る。

別記第十九号様式その一から別記第十九号様式その五までの規定中「**印**」を削る。

別記第二十二号様式から別記第二十八号様式までの規定中「**印**」を削る。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

# 告 示

## 埼玉県選管告示第四号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号（他の政令において準用し、又は例による場合を含む。）の規定による不在者投票を行うことができる次の施設につき、その指定を解除した。

令和三年二月二十四日

埼玉県選挙管理委員会委員長 岡 田 昭 文

種 別	施設の開設主体及び名称	所 在 地
病院	医療法人 豊岡整形外科病院	埼玉県入間市豊岡一丁目八番三号

# 告 示

## 埼玉県選管告示第五号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項  
第二号（他の政令において準用し、又は例による場合を含む。）の規定による不在者  
投票を行うことができる施設を次のとおり指定した。

令和三年二月二十四日

埼玉県選挙管理委員会委員長 岡 田 昭 文

種 別	施設の開設主体及び名称	所 在 地
病院	医療法人 豊岡整形外科病院	埼玉県入間市豊岡一丁目七番十六号
老人ホーム	社会福祉法人 ちちぶ慈洋福祉会 特別養護老人ホーム 愛宕の杜	埼玉県秩父市大野原七百八十六番地

# 告 示

## 埼玉県選管告示第六号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号（他の政令において準用し、又は例による場合を含む。）の規定による不在者投票を行うことができる施設から、次のとおり所在地の異動の届出があった。

令和三年二月二十四日

埼玉県選挙管理委員会委員長 岡 田 昭 文

旧	新	
	医療法人明晴会 西武入間病院	施設の開設主体及び名称
埼玉県入間市大字野田九百四十六	埼玉県入間市大字野田三千七十八番地 十三	所在地